

2023/7/1 作成分

## サービス付き高齢者向け住宅シルバーケアひがしだ

## 重要事項説明書

記入年月日	2023/7/1
記入者名	松山玲子
所属・職名	マネージャ

## ●法人理念

ひがしだクリニックは経済産業省が実施している「次世代エネルギー・社会システム実証事業」のひとつである「北九州スマートコミュニティ創造事業」が展開されております東田地区に2012年3月に開院しました。実証事業場所として選定された4都市の中で唯一の医療機関として、患者さまを第一にしながらも、地球環境の問題に取り組む方法を模索しております。

また、当院は慢性腎不全の患者さまのための血液透析治療を専門とした透析クリニックとして、「元気で長生きできる長時間透析の実践」をコンセプトに、快適性を追求した透析ブースをご準備しております。より効果の高い長時間透析がみなさまに浸透していき、いつか6時間以上の透析が一般的と呼ばれるように尽力してまいります。

## ●運営方針

「元気で長生き」をモットーとし、ご入居者が終生、豊かで明るく暮らしていただける住まいを提供し続け、地域社会に貢献します。

## ●サービス提供内容に関する特色

- ・医療法人ひがしだクリニックが併設されており、また入院病棟もありますので、緊急対応が迅速にできます。
- ・医師、看護師、介護職員などの多職種のスタッフでご入居者をサポート致します。
- ・「医」、「食」、「住」において安心できる住まいと暮らしを提供いたします。

## ●サービス付き高齢者向け住宅情報システムの登録事項

登録日	2015年12月8日	登録番号	北九 270001 号
更新日	2018年11月13日		

## 1. 事業主体概要

種類	個人 <del>法人</del>	
	※法人の場合、その種類	医療法人
名称	(ふりがな) いりょうほうじんひがしだクリニック 医療法人ひがしだクリニック	
主たる事務所の所在地	〒805-0071 福岡県北九州市八幡東区東田一丁目6番2号	
連絡先	電話番号	093-671-2311
	FAX番号	093-671-2313
	メールアドレス	info@higashida-cl.com
	ホームページアドレス	http://higashida-cl.com/
代表者	氏名	松尾 賢三
	職名	理事長・院長
設立年月日	昭和・平成 24年 3月 1日	
主な実施事業	人工透析内科 慢性腎不全患者の血液透析治療 ※別添1 (別に実施する介護サービス一覧表)	

## 2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) さーびすつきこうれいしゃむけじゅうたくしるばーけあひがしだ サービス付き高齢者向け住宅シルバーケアひがしだ	
所在地	〒8050071 福岡県北九州市八幡東区東田一丁目6番2号	
主な利用交通手段	最寄駅	J R 鹿児島本線 八幡駅
	交通手段と所要時間	徒歩7分
連絡先	電話番号	093-671-1111
	FAX 番号	093-671-2313
	ホームページアドレス	http://higashida-cl.com/
管理者	氏名	松山 玲子
	職名	マネージャ
建物の竣工日	平成28年11月25日	
有料老人ホーム事業の開始日	平成28年12月1日	

(類型) 【表示事項】

1 介護付 (一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)
2 介護付 (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合)
③ 住宅型
4 健康型

## 3. 建物概要

土地	敷地面積	3,434.77 m <sup>2</sup>	
	所有関係	① 事業者が自ら所有する土地	
		② 事業者が賃借する土地	
		抵当権の有無	① あり 2 なし
契約期間		① あり ( 年 月 日 ~ 年 月 日 ) 2 なし	
	契約の自動更新	1 あり 2 なし	
建物	延床面積	全体	5,650.86 m <sup>2</sup>
		うち、老人ホーム部分	556.1 m <sup>2</sup>
	階数	4階建	
	耐火構造	① 耐火建築物 ② 準耐火建築物 ③ その他 ( )	
	構造	① 鉄筋コンクリート ② 鉄骨造 ③ 木造 ④ その他 ( )	
	所有関係	① 事業者が自ら所有する建物	
		② 事業者が賃借する建物	
		抵当権の設定	① あり 2 なし
		契約期間	① あり ( 年 月 日 ~ 年 月 日 ) 2 なし
	契約の自動更新	1 あり 2 なし	
居室の状況	居室数	12戸	

	居室区分 【表示事項】	① 全室個室				
		2 相部屋あり				
		最少	人部屋			
		最大	人部屋			
		トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分※
	タイプ1	有/無	有/無	19.89 m <sup>2</sup>	4	一般居室個室
	タイプ2	有/無	有/無	20.82 m <sup>2</sup>	1	一般居室個室
タイプ3	有/無	有/無	20.85 m <sup>2</sup>	2	一般居室個室	
タイプ4	有/無	有/無	20.54 m <sup>2</sup>	2	一般居室個室	
タイプ5	有/無	有/無	20.41 m <sup>2</sup>	1	一般居室個室	
タイプ6	有/無	有/無	21.85 m <sup>2</sup>	2	一般居室個室	
共用施設	共用便所における便房	0ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房		0ヶ所	
			うち車椅子等の対応が可能な便房		0ヶ所	
	共用浴室	2ヶ所	個室		2ヶ所	
			大浴場		0ヶ所	
	共用浴室における介護浴槽	0ヶ所	チェアー浴		0ヶ所	
			リフト浴		0ヶ所	
			ストレッチャー浴		0ヶ所	
		その他 ( )		0ヶ所		
食堂	① あり	2 なし				
入居者や家族が利用できる調理設備	1 あり	② なし				
エレベーター	① あり (車椅子対応) ② あり (ストレッチャー対応) ③ あり (上記1・2に該当しない) ④ なし					
消防用設備等	消火器	① あり	2 なし			
	自動火災報知設備	① あり	2 なし			
	火災通報設備	① あり	2 なし			
	スプリンクラー	① あり	2 なし			
	防火管理者	① あり	2 なし			
	防災計画	① あり	2 なし			
その他						

#### 4. 住宅の入居契約について (別添3 参照)

入居契約	普通賃貸借契約		
入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	① あり	2 なし
	要支援の者	① あり	2 なし
	要介護の者	① あり	2 なし
留意事項	入居条件 ・透析患者 (長時間透析を受けることができる方) ・介護認定を取得されている方 (要相談)		
契約の解除の内容	賃料支払義務違反、共益費支払義務違反、サービス料金支払義務違反、その他費用負担義務違反、使用目的遵守義務違反、その他		

	賃貸契約書にて定める義務違反。	
事業主体から解約を求める場合	解約条項	賃貸借契約書 第12条
	解約予告期間	事業主が定める相当の期間
入居者からの解約予告期間	1ヶ月	
体験入居の内容	1 あり (内容： ) ② なし	
入居定員	12人	
その他		

## 5. サービスの内容

入浴、排せつ又は食事の介護	① 自ら実施	2 委託	3 なし
食事の提供	1 自ら実施	② 委託	3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	① 自ら実施	2 委託	3 なし
健康管理の供与	① 自ら実施	2 委託	3 なし
安否確認又は状況把握サービス	① 自ら実施	2 委託	3 なし
生活相談サービス	① 自ら実施	2 委託	3 なし

### (1) 提供するサービスの種類

#### ①状況把握・生活相談サービス

##### ・状況把握サービス(安否確認)

- 毎日1回、居室を訪問もしくは食事中に確認。
- 緊急通報へ対応。
- 突発的な事故、体調の急変などの場合の必要な措置
- 状況に応じて協力医療機関や御家族などへの連絡

##### ・生活相談サービス

- 介護に関する相談
- 医療に関する相談
- 日常生活に関する相談

提供形態	住宅提供事業者が自ら提供	
常駐場所	同一敷地内	
提供方法	提供日	365日対応
	提供時間	24時間常駐
	体制	1人
緊急通報	通報方法	居室コールにて呼ぶ
	通報先	3階ステーション(フロアに駐在中のスタッフ) 通報から住宅までの到着予定時間1分

②食事の提供サービス

提供形態	委託	
提供場所	3階の食堂でご提供	
委託先	商号	日清医療食品株式会社福岡支店
	住所	福岡県福岡市博多区祇園町2番1号シティ17ビル8階
	電話番号	092-282-0555
提供方法	提供日	365日対応
	内容	御入居者が選択
	調理等	厨房で調理

③介護・家事・健康管理・その他のサービス

提供形態	住宅提供事業者が自ら提供	
提供方法	提供日	365日対応
提供内容	入浴、排せつ、食事などの介護サービス	
	洗濯、掃除などの家事サービス	
	健康相談サービス	
	その他サービス(生活指導、栄養指導)	

(医療連携の内容)

医療支援	※複数選択可	<input checked="" type="radio"/> ① 救急車の手配 <input checked="" type="radio"/> ② 入退院の付き添い <input checked="" type="radio"/> ③ 通院介助 ④ その他 ( )	
協力医療機関	1	名称	製鉄記念八幡病院
		住所	北九州市八幡東区春の町1-1-1
		診療科目	全科
		協力科目	全科
		協力内容	入院の場合、血液透析依頼
	2	名称	済生会八幡総合病院
		住所	北九州市八幡東区春の町5丁目9-27
		診療科目	全科
		協力科目	全科
		協力内容	入院の場合、血液透析依頼
協力歯科医療機関	名称	やなぎだ歯科	
	住所	北九州市戸畑区境川1丁目7-23	
	協力内容	重症の場合、歯科・口腔外科受診。その後の往診は可能。	

## 6. 利用料金

### ●月額料金

項目	費用	支払期限
家賃(非課税)	40,000～43,000 円	翌月分を当月末日までに支払う。
共益費(非課税)	15,000 円 (共用部の維持管理費)	
介護保険サービス (自己負担分)	利用した方のみ	当月分を翌月末日までに支払う。
状況把握・生活相談サービス(税込10%)	5,170 円	
食費 (税込 10%)	49,500 円 (食事管理費+食事材料費) ●食事管理費 24,750 円/月(税込) ※食数に関係なく定額  ●食事材料費 24,750 円/月(税込) ※食数により計算 (30 日の場合) 朝食 275 円/食 (税込) 昼食 275 円/食 (税込) 夕食 275 円/食 (税込)	
水道料金(税込 10%)	1,100 円/月	
電気料金(税込 10%)	使用量による (基本料金+使用料) ※居室のメーターにて計算して請求 ●基本料金 330 円/月 ●使用量単価 17 円/kWh	
生活支援サービス (税込 10%)	別添 2 の通り	
合計	111,100～114,100 円	

#### 【生活保護の方】

- 生活保護の方の場合は担当ケースワーカーとの協議の上相談承ります。

#### 【生活保護の方・低所得の方の減免制度】 (税込)

該当		項目	減免後の金額	通常金額
<input type="checkbox"/>	1	敷金	家賃 1 ヶ月分	家賃 2 ヶ月分
<input type="checkbox"/>	2	家賃	29,000 円	40,000 円 43,000 円
<input type="checkbox"/>	3	食事管理費	12,375 円	24,750 円
<input type="checkbox"/>	4	電気料金	330 円	330 円 + 17 円/kWh
<input type="checkbox"/>	5	オムツ	0 円	実費
<input type="checkbox"/>	6	ベッド・カーテン利用	0 円	1,980 円

●入居時の費用

敷金（非課税）	家賃の 2ヶ月分
家賃（非課税）	当月分+翌月分 ※当月分は日割り計算
共益費(非課税)	当月分+翌月分 ※当月分は日割り計算

入居時費用

= 敷金 + 家賃（当月分 + 翌月分） + 共益費（当月分 + 翌月分）

※その他：オムツ代、日用品代、医療保険自己負担等は個別のご負担となります。

※訪問看護等介護保険サービスを受けられる場合、保険適用の自己負担分はサービス事業者に別途お支払いいただくことになります。

●居室料金表

住戸番号	間取り	面積(m <sup>2</sup> )	家賃(円)	敷金(円)
S1、S2、S3、S5	1R	19.89	43,000	86,000
S6	1R	20.82	40,000	80,000
S7、S8	1R	20.85	40,000	80,000
S10、S12	1R	20.54	43,000	86,000
S11	1R	20.41	43,000	86,000
S13,S15	1R	21.85	43,000	86,000

<別添2>生活支援サービス

	料金 (税込)
介護サービス	
食事介助	110円/回
排泄介助・おむつ交換	330円/回
おむつ代	27～118円/回
入浴（一般浴）介助・清拭	550円 /30分未満
身辺介助（移動・着替え等）	550円 /30分未満
機能訓練	330円 /30分未満
通院介助	2,200円/時間
生活サービス	
① 居室清掃	550 円/回
② リネン交換	2,200 円/月
※追加分 リネン交換	550 円/回
③ ゴミ回収 ※1	550 円/月
④ 居室配膳・下膳	110 円/食
⑤ 日常の洗濯・乾燥	550 円/回
生活基本サービス A①～③	
①居室清掃 1回/週 ②リネン交換 1回/週 ③ゴミ回収 3回/週	4,180 円/月
生活基本サービス A①～④	
①居室清掃 1回/週 ②リネン交換 1回/週 ③ゴミ回収 3回/週 ④居室配膳・下膳 毎食	7,700 円/月
買物代行	1,100 円/時間
役所手続き代行	1,100 円/時間

	料金 (税込)
健康管理サービス	
健康相談	無料
生活指導・栄養指導	無料
服薬支援	3,300円/月
生活リズムの記録 (排便・睡眠等)	無料
入退院時・入院中のサービス	
移送サービス	応相談
入退院時の同行	応相談 (交通費実費)
その他のサービス	
短時間(20分以下)訪問 看護	1,100 円/回
インターネット回線利 用	1,100 円/月
ベッド・カーテン利用	1,980 円/月
※カーテンは防災です。	

※1 ゴミ回収：粗大ごみは北九州市の料金に準じて別途請求いたします。

## (利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】	1 利用権方式 ② 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式	
利用料金の支払方法 【表示事項】	1 全額前払い方式	
	2 一部前払い・一部月払い方式	
利用料金の支払方法 【表示事項】	③ 月払い方式	
	4 選択方式 ※該当する方式を全て選択	1 全額前払い方式
		2 一部前払い・一部月払い方式
		3 月払い方式
年齢に応じた金額設定	1 あり ② なし	
要介護状態に応じた金額設定	1 あり ② なし	
入院等による不在時における 利用料金（月払い）の取扱い	1 減額なし ② 日割り計算で減額 ※別表3-4参照 3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額	
利用料金の改定	条件	入居中は契約書に準じる
	手続き	本人又は家族との話し合いによる

## (費用の請求方法など)

請求書発行	毎月15日までに請求書を発行
支払方法	月末に自動振替口座引き落とし
領収書の発行	翌月請求書送付時に領収書発行

## (利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

		プラン 例1	プラン 例2	
入居者の状況	要介護度	要介護1	要介護3	
	年齢	70歳	70歳	
居室の状況	床面積	19.89㎡	20.82㎡	
	便所	① 有 2 無	① 有 2 無	
	浴室	1 有 ② 無	1 有 ② 無	
	台所	① 有 2 無	① 有 2 無	
入居時点で 必要な費用	前払金	なし	なし	
	敷金	86,000円	80,000円	
月額費用の合計		117,670円	114,670円	
家賃		43,000円	40,000円	
サービス費用	特定施設入居者生活介護の費用	なし	なし	
	介護保険外	食費	49,500円	49,500円
		管理費	15,000円	15,000円
		介護費用	円	円
		光熱水費	5,000円	5,000円
		生活支援サービス	5,170円	5,170円
		その他	円	円

## 7. 職員体制

※有料老人ホームの職員について記載すること（同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません）。

（職種別の職員数）

	職員数（実人数）		常勤換算人数 ※1※2
	合計	常勤	
管理者		1	
生活相談員		1	
直接処遇職員			
介護職員		1	
看護職員		1	
機能訓練指導員			
計画作成担当者			
栄養士			
調理員			
事務員			
その他職員			
※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。			
※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。			

（資格を有している介護職員の人数）

	合計	
	常勤	非常勤
社会福祉士		
介護福祉士		
実務者研修の修了者		
初任者研修の修了者		
介護支援専門員	1	

（資格を有している機能訓練指導員の人数）

	合計	
	常勤	非常勤
看護師又は准看護師		
理学療法士		1
作業療法士		
言語聴覚士		
柔道整復士		
あん摩マッサージ指圧師		

（夜勤を行う看護・介護職員の人数）

夜勤帯の設定時間（16時～9時）		
	平均人数	最少時人数（休憩者等を除く）
看護職員	0人	0人
介護職員	1人	1人

## (職員の状況)

管理者	他の職務との兼務		① あり 2 なし							
	業務に係る資格等		1 あり							
			資格等の名称							
			② なし							
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	2									
前年度1年間の退職者数										
応募業務に就いた数に職に従事した経年の人数	1年未満	0								
	1年以上	1								
	3年未満									
	3年以上	1		1						
	5年未満									
	5年以上	1								
10年未満										
10年以上	1		1							
従業者の健康診断の実施状況				① あり 2 なし						

## 8. 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

(入居者の人数)

性別	男性	3人
	女性	5人
年齢別	65歳未満	0人
	65歳以上 75歳未満	1人
	75歳以上 85歳未満	4人
	85歳以上	3人
要介護度別	自立	0人
	要支援1	0人
	要支援2	0人
	要介護1	1人
	要介護2	2人
	要介護3	2人
	要介護4	2人
	要介護5	1人
入居期間別	6ヶ月未満	2人
	6ヶ月以上 1年未満	1人
	1年以上 5年未満	4人
	5年以上 10年未満	1人
	10年以上 15年未満	0人
	15年以上	0人

(入居者の属性)

平均年齢	82歳
入居者数の合計	8人
入居率※	66.7%
※ 入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。	

(前年度における退去者の状況)

退去先別の 人数	自宅等		人
	社会福祉施設		人
	医療機関		人
	死亡者		3人
	その他		人
生前解約の 状況	施設側の申し出		人
		(解約事由の例)	
	入居者側の申し出		人
		(解約事由の例)	

### 9. 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況) ※複数の窓口がある場合は欄を増やして記入すること。

1	窓口の名称	ひがしだクリニック シルバーケアひがしだ 施設長		
	電話番号	093-671-1111		
	対応して いる時間	平日	9:00~17:00	
		土曜		
		日曜・祝日		
定休日				
2	窓口の名称	北九州市建築都市局住宅計画課	北九州市保健福祉局介護保険課	
	電話番号	093-582-2592	093-582-2771	
	対応して いる時間	平日	8:30~17:15	8:30~17:15
		土曜		
		日曜・祝日		
定休日				

(設置者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した時の対応)

損害賠償責任保険の加入状況	① あり	(その内容)
	2 なし	
設置者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した時の対応	① あり	(その内容) 損害賠償責任保険にて対応
	2 なし	
事故対応及びその予防のための指針	① あり	2 なし

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1 あり	実施日	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし (取り組み予定)		
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

## 10. 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	① 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
管理規程	1 入居希望者に公開 ② 入居希望者に交付 3 公開していない
事業収支計画書	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 ③ 公開していない
財務諸表の要旨	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 ③ 公開していない
財務諸表の原本	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 ③ 公開していない

## 11. その他

運営懇談会	1 あり	(開催頻度) 年 回
	② なし (設置予定)	
	1 代替措置あり	(内容)
	2 代替措置なし	
提携ホームへの移行 【表示事項】	1 あり (提携ホーム名: ) ② なし	
有料老人ホーム設置時の老人 福祉法第 29 条第 1 項に規定 する届出	1 あり 2 なし ③ サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の 居住の安定確保に関する法律第 23 条の規定により、届出が不要	
高齢者の居住の安定確保に関 する法律第 5 条第 1 項に規定 するサービス付き高齢者向け 住宅の登録	① あり 2 なし	
有料老人ホーム設置運営指導 指針「6. 規模及び構造設備」 に合致しない事項	1 あり ② なし	
合致しない事項がある場 合の内容		
「7. 既存建築物等の活用 の場合等の特例」への適合 性	1 適合している (代替措置) 2 適合している (将来の改善計画) 3 適合していない	
有料老人ホーム設置運営指導 指針の不適合事項		
不適合事項がある場合の 内容		

添付書類

- ：別添 1（別に実施する介護サービス一覧表）
  - ：別添 2（個別選択による介護サービス一覧表）
  - ：別添 3（入居契約に関する概要）
  - ：別添 4（入居契約書に記載のないご入居者の留意事項）
- 

サービス付き高齢者向け住宅シルバーケアひがしだ 管理者様

私は重要事項説明書の説明を受け内容を理解し同意します。

説明を受けた者 氏名 \_\_\_\_\_ 様

説明年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

説明者署名 \_\_\_\_\_

介護サービスの種類			設置の状況	事業所の名称	所在地
<b>【居宅サービス】</b>					
訪問介護	あり	なし	併設・隣接		
訪問入浴介護	あり	なし	併設・隣接		
訪問看護	あり	なし	併設・隣接	(医)ひがしだクリニック	北九州市八幡東区東田一丁目6番2号
訪問リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接	(医)ひがしだクリニック	北九州市八幡東区東田一丁目6番2号
居宅療養管理指導	あり	なし	併設・隣接	(医)ひがしだクリニック	北九州市八幡東区東田一丁目6番2号
通所介護	あり	なし	併設・隣接		
通所リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接		
短期入所生活介護	あり	なし	併設・隣接		
短期入所療養介護	あり	なし	併設・隣接		
特定施設入居者生活介護	あり	なし	併設・隣接		
福祉用具貸与	あり	なし	併設・隣接		
特定福祉用具販売	あり	なし	併設・隣接		
<b>【地域密着型サービス】</b>					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり	なし	併設・隣接		
夜間対応型訪問介護	あり	なし	併設・隣接		
地域密着型通所介護	あり	なし	併設・隣接		
認知症対応型通所介護	あり	なし	併設・隣接		
小規模多機能型居宅介護	あり	なし	併設・隣接		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし	併設・隣接		
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし	併設・隣接		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし	併設・隣接		
看護小規模多機能型居宅介護	あり	なし	併設・隣接		
居宅介護支援	あり	なし	併設・隣接		
<b>【居宅介護予防サービス】</b>					
介護予防訪問入浴介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防訪問看護	あり	なし	併設・隣接	(医)ひがしだクリニック	北九州市八幡東区東田一丁目6番2号
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接	(医)ひがしだクリニック	北九州市八幡東区東田一丁目6番2号
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし	併設・隣接	(医)ひがしだクリニック	北九州市八幡東区東田一丁目6番2号
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防短期入所療養介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防福祉用具貸与	あり	なし	併設・隣接		
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし	併設・隣接		
<b>【地域密着型介護予防サービス】</b>					
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防支援	あり	なし	併設・隣接		
<b>【介護保険施設】</b>					
介護老人福祉施設	あり	なし	併設・隣接		
介護老人保健施設	あり	なし	併設・隣接		
介護療養型医療施設	あり	なし	併設・隣接		
介護医療院	あり	なし	併設・隣接		
<b>【介護予防・日常生活総合事業】</b>					
訪問型サービス	あり	なし	併設・隣接		
通所型サービス	あり	なし	併設・隣接		
その他の生活支援サービス	あり	なし	併設・隣接		

別添2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無							なし	あり	
	特定施設入居者生活介護費で、実施するサービス（利用者一部負担※1）		個別の利用料で、実施するサービス (利用者が全額負担)			包含※2	都度※2	料金※3(税込)	備考
	なし	あり	なし	あり	なし				
介護サービス									
食事介助	なし	あり	なし	あり			○	110円/回	
排泄介助・おむつ交換	なし	あり	なし	あり			○	330円/回	
おむつ代			なし	あり			○	27~118円/回	
入浴（一般浴）介助・清拭	なし	あり	なし	あり			○	550円/ 30分未満	
特浴介助	なし	あり	なし	あり	○				
身辺介助（移動・着替え等）	なし	あり	なし	あり			○	550円/ 30分未満	
機能訓練	なし	あり	なし	あり			○	330円/ 30分未満	
通院介助	なし	あり	なし	あり			○	2,200円/時間	北九州市内（他相談に応じる）
生活サービス									
①居室清掃	なし	あり	なし	あり			○	550円/回	
②リネン交換	なし	あり	なし	あり			○	2,200円/月	追加分 500円/回
③ごみ回収	なし	あり	なし	あり			○	550円/月	週に3回
④居室配膳・下膳	なし	あり	なし	あり			○	110円/食	
⑤日常の洗濯・乾燥	なし	あり	なし	あり			○	550円/回	外部委託
生活基本サービスA①~③ ① 居室清掃 1回/週 ② リネン交換 1回/週 ③ ゴミ回収 3回/週	なし	あり	なし	あり			○	4,180円/月	
生活基本サービスB①~④ ① 居室清掃 1回/週 ② リネン交換 1回/週 ③ ゴミ回収 3回/週 ④ 居室配膳・下膳 毎食	なし	あり	なし	あり			○	7,700円/月	
入居者の嗜好に応じた特別な食事			なし	あり					一部検討可能
おやつ			なし	あり					
理美容師による理美容サービス			なし	あり					
買物代行	なし	あり	なし	あり			○	1,100円/時間	
役所手続き代行	なし	あり	なし	あり			○	1,100円/時間	
金銭・貯金管理			なし	あり					
健康管理サービス									
定期健康診断			なし	あり					
健康相談	なし	あり	なし	あり	○				年2回程度
生活指導・栄養指導	なし	あり	なし	あり	○				
服薬支援	なし	あり	なし	あり			○	3,300円/月	
生活リズムの記録（排便・睡眠等）	なし	あり	なし	あり	○				
入退院時・入院中のサービス									
移送サービス	なし	あり	なし	あり					
入退院時の同行	なし	あり	なし	あり					
入退院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	なし	あり					
入院中の見舞い訪問	なし	あり	なし	あり					
その他のサービス									
短時間（20分以下）訪問看護	なし	あり	なし	あり			○	1,100円/回	
ベッド・カーテン利用	なし	あり	なし	あり			○	1,980円/月	カーテンは防災です。
インターネット回線利用	なし	あり	なし	あり			○	1,100円/月	

※1：利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（1割又は2割の利用者負担）。

※2：「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額サービスの費用に包含される場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入する。

※3：都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。

入居契約に関する事項

**1. 契約（賃貸借契約 第1条）**

サービス付き高齢者向け住宅で状況把握・生活支援サービスを提供するものに係る賃貸借契約です。（賃貸借契約と状況把握・生活相談サービスの提供が一体になった契約です。）

**2. 契約期間・更新等（賃貸借契約 第2条）**

契約期間は年度末までの契約とし、契約期間満了日の30日前までに、借主または借主の代理人から書面による契約解除の申し出がない場合、本契約は自動更新され、更新後の契約期間は1年とします。

**3. 使用目的（賃貸借契約 第3条）**

入居者は居住のみを目的として本物件を使用しなければいけません。

**4. 賃料、共益費、状況把握・生活相談サービス費の日割り計算について（賃貸借契約 第4,5,7条）**

入・退去において、1ヶ月に満たない期間の家賃・共益費・状況把握・生活相談サービス費は1ヶ月を30日として日割り計算します。※日割り計算した際1円未満は切り捨てます。

なお入居後の留守期間中における費用の計算方法は以下のようになります。

	計算方法			支払日	
	入院のとき	入院以外の場合			
		1日でも滞在	1日～末日まで不在		
家賃	全額支払	全額支払	全額支払	翌月分を当月末日まで	
共益費		全額支払	全額支払		
状況把握・生活相談サービス	日割り計算	全額支払	支払なし	当月分を翌月末日まで	
水道料金	日割り計算				
食事料金					
	食事管理費	日割り計算	全額支払		支払なし
	食事材料費	(実食数)	(実食数)		※1
電気料金					
	基本料金	全額支払	全額支払		全額支払
	単価使用料	(メーター計算)	(メーター計算)		(メーター計算)

※1 入院以外で不在の場合は月末の3日前までに伝えた場合に食事管理料と食事材料費の請求はいたしません。

**5. 各種料金の見直しについて（賃貸借契約 第4,5,7条）**

事業者は賃料、共益費の改定及び状況把握・生活支援サービス費の変更を行うことがあります。この場合、事前にご入居者様へご説明し同意をいただくようにします。

①家賃の改定

- ・土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
- ・土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
- ・近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

②共益費

- ・維持管理費の増減により共益費が不相当となった場合

③状況把握・生活支援サービス費

- ・消費者物価指数、雇用情勢その他の経済事情の変動により状況把握・生活相談サービス料金が不相当となった場合

## 6. 敷金（賃貸借契約 第6条）

### （ご入居者）

- ・本契約から生じる債務の担保となります。
- ・本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができません。

### （事業者）

- ・本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の全額を無利息でご入居者に返還しなければなりません。
- ・ただし明渡し時に、賃料及び共益費の滞納、第16条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じるご入居者の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差し引かせていただきます。
- ・敷金から差し引く際は債務の内訳をご入居者に明示します。

## 7. 反社会的勢力の排除（賃貸借契約 第8条）

事業者及び入居者は、それぞれ相手方に対し、次のことを確約するものとします。

- ・自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- ・自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- ・反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- ・自ら又は第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為をしないこと。
- ・自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。

## 8. 禁止または制限される行為（賃貸借契約 第9条、別表第1）

### ①禁止される行為

- ・本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。
- ・事業者の承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

### （別表第一）

- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管してはならない。  
（マッチ、ライター等火気類、お仏壇のお持込の方は、ローソクやお線香、電気ストーブ、アイロン、オーブントースターなどの出火の危険性のある物品）
- 二 排水管を腐食させるおそれのある液体を流してはならない。
- 三 大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行ってはならない。
- 四 猛獣、毒蛇、小鳥、魚等、犬、猫等の全ての動物を飼育してはならない。
- 五 本物件を、反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点にしてはならない。
- 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせてはならない。
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせてはならない。
- 八 騒音、振動、不潔行為等により、近隣又は他の入居者に迷惑をかけてはならない。
- 九 居室内又施設内において喫煙をしてはならない。敷地内においても全面禁煙とさせていただきます。

## ②事業所の書面による「承諾」が必要な行為（別表第2）

- 一 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けてはならない。
- 二 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
- 三 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。
- 四 同居人に新たな同居人を追加すること。

## ③事業者へ書面による通知が必要な行為

- 一 1か月以上継続して本物件を留守にすること。

## **9. 秘密保持と個人情報の保護（賃貸借契約 第10条）**

- ・事業者は、業務上で知り得た乙及び乙の家族に関する秘密の保持に努めるとともに、個人情報保護法を遵守して個人情報の保護に努め、乙又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等、正当な理由がある場合又は乙のあらかじめの同意がある場合を除いて、契約履行中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。

## **10. 契約期間中の修繕（賃貸借契約 第11条）**

- ・事業者は、ご入居者が本物件を使用するために必要な修繕を行いません。  
この場合において、ご入居者の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、ご入居者が負担となります。
- ・事業者が修繕を行う場合はあらかじめ、その旨をご入居者に通知します。  
この場合においてご入居者は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができません。

### （事業者の承諾を得ることなく、別表第4に掲げる修繕をご入居者自らの負担において行うことができる項目）

- ・電球、蛍光灯、LED照明の取替えやヒューズの取替え
- ・その他費用が軽微な修繕

## **11. （契約の解除）（賃貸借契約 第12条）**

### （ご入居者からの解約）

- ①ご入居者は、事業者に対して少なくとも30日前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。
- ②上記の①にかかわらずご入居者は、解約申入れの日から30日分の賃料及び状況把握・生活相談サービス料金を事業者を支払うことにより即時に本契約を解約することができます。  
この場合、他のサービス等を利用している場合は②の合計額にそのサービス等の解約時に支払わなければならない費用を加算して支払うこととなります。

### （事業者からの解約）

- ① 事業者は、利用者が次に掲げる義務に違反した場合において、事業者が「相当の期間を定めて」その義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除するこ

とができます。

- ・居室の使用目的義務
- ・賃料、共益費、状況把握・生活相談サービス料金、ご入居者が支払わなければならない修繕費用等の支払い義務（賃貸借契約 第3条、第4条、第5条、第7条、第11条）
- ・禁止、制限される行為（本書 別添3 8. 禁止または制限される行為）
- ・その他本契約書に規定するご入居者の義務

②ご入居者が次のいずれかに該当した場合には、事業者は「何らの催告も要せず」して本契約を解除することができます。

- ・ご入居者が年齢を偽って入居資格を有すると誤認させるなどの不正の行為によって本物件に入居したとき
- ・反社会的勢力の排除について確約する取り決め反する事実が判明したとき（本書 別添3 7. 反社会的勢力の排除）

### 1.2. 明け渡し（賃貸借契約 第16条）

- ・入居者は、本契約が終了する日までに本書 別添3 11. 契約の解除(事業者からの解約)に基づき本契約が解除された場合は直ちに、本物件を明け渡さなければなりません。
- ・この場合、事業者は明け渡し日を事前に入居者に通知しなければなりません。

### 1.3. 明け渡し時の原状回復（賃貸借契約 第17条）

- ・入居者は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければなりません。
- ・事業者及び入居者は、本物件の明け渡し時において、契約時に特約を定めた場合は当該特約を含め、別表第5の規定に基づきご入居者が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとします。

※「別表第5」の内容

#### ①事業者・ご入居者の修繕分担表

ご入居者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等については、ご入居者が負担すべき費用となります。

- ・建物・設備等の自然的な劣化・損耗等（経年変化）及び賃借人の通常の使用により生ずる損耗等（通常損耗）については、事業者が負担すべき費用となります。

#### ②入居者の負担単位

ご入居者の負担単位及び経過年数などの考慮を示しております。

#### ③原状回復施工目安単価

入居時における賃借人・賃貸人双方で負担の概算額を認識するためのものです。

従って、退去時においては、資材の価格や在庫状況の変動、毀損の程度や原状回復施工方法を考慮して、賃借人・賃貸人双方で協議した施工単価で原状回復工事を実施することとなります。

対象箇所		単位	単価 (円)
床	フローリング、長尺塩ビシート、ホモジニアスビニールタイル、畳	一式	280,000
天井・壁	ビニールクロス	一式	190,000
建具・柱	玄関ドア、W. C ドア、クローゼット	一式	260,000
設備	共通	空調機、換気扇	一式 700,000
	玄関・廊下	分電盤	100,000
	台所・キッチン	流し台	一式 220,000
	洗面所・トイレ	洗面化粧台、洋便器、紙巻器、電気温水器	一式 815,000

#### ④例外としての特約

・原状回復に関する費用の一般原則は上記のとおりですが、例外として次の費用については、ご入居者の負担とすることに同意を頂いたうえで負担いただきます。(但し、民法第 90 条及び消費者契約法第 8 条・第 9 条・及び第 10 条に反しない内容に限ります)。

・ご入居者は退去時に居室内の専門業者へのクリーニング委託費用として 35,000 円 (税込) を事業者を支払うことになります。

玄関	床面・入り口ドアの拭き上げ
ガラス・サッシ	窓枠・サッシ・レールの拭き上げ
網戸	拭き上げ (取外し洗浄)
照明器具	拭き上げ
壁面 (台所)	拭き上げ
床面	専用洗剤で汚れを除去後ワックス掛け
換気扇	専用洗剤で汚れを除去後拭き上げ
レンジフード	専用洗剤で汚れを除去後拭き上げ
流し台セット	専用洗剤で汚れを除去後拭き上げ
吊り戸棚	拭き上げ
トイレ	床・衛生陶器・換気扇拭き上げ
押入れ	拭き上げ
エアコン	拭き上げ (フィルター含む)
下駄箱	拭き上げ
ベランダ	ゴミ除去 (水洗い)
ベッド	拭き上げ

#### 14. 残置物引き取り人の指定、連帯保証人、緊急時連絡先の指定 (賃貸借契約 第 18 条、第 20 条、第 21 条)

##### ①残置物引取人の指定

本契約が終了した場合においてご入居者が残置物を引き取ることができない又は困難であるときに備えて、あらかじめ、当該残置物の引取人を定めることができます。

##### ②連帯保証人

連帯保証人は、入居者と連帯して、本契約から生じる入居者の債務を負担していただきます。

債務の負担は家賃 12 ヶ月分を極度額とし限度とします。ただし、入居者の支払いが滞った際、事業者

は連帯保証人にその都度請求いたします。

### ③緊急連絡先の指定

入居者は病気、死亡等に備えて、事業者からの連絡、相談等に応じ、適切な対応を行う者として、緊急連絡先となる者を定めることができます。

### ④残置物引取人及び緊急時連絡先の変更

残置物引取人及び緊急連絡先となる者に支障が生じた場合にあっては、入居者は、事業者に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。この場合においては、入居者は、事業者の承認を得て、新たな残置物引取人及び緊急連絡先となる者を定めることができます。

## 15. 残置物の引取等（賃貸借契約 第18条）

### ①残置物の引き取り

・残置物引取人を定めた場合にあっては、事業者は、本契約が終了した後遅滞なく、入居者又は残置物引取人に本契約が終了した旨を連絡します。

・ご入居者又は残置物引取人は、本契約の終了から1月を経過する日までに、当該残置物を引き取らなければなりません。

・事業者は、ご入居者又は残置物引取人が、本契約の終了から1月を経過する日までに当該残置物を引き取らない場合にあっては、当該残置物をご入居者又は残置物引取人に引き渡すことができます。この場合においては、その引渡しの費用を請求いたします。

### ②残置物の所有権の放棄

・事業者は、事業者の責めに帰すべき事由によらないで残置物の引渡しをなし得ない場合又はご入居者又は残置物引取人が当該残置物を受領しない場合若しくは受領し得ない場合には、ご入居者又は残置物引取人が当該残置物の所有権を放棄したものとみなし、当該残置物を処分させていただきます。この場合においては、当該処分の費用を請求いたします。

・事業者は、ご入居者が残置物引取人を定めない場合にあっては、本契約の終了から1月を経過したときは、ご入居者が当該残置物の所有権を放棄したものとみなし、当該残置物を処分させていただきます。この場合においては、当該処分の費用を請求いたします。

## 16. 立ち入り（賃貸借契約 第19条）

### ①ご入居者の承諾を得た立ち入り

・事業者は、本物件の防火、本物件の構造の保全、本物件の清掃などの衛生管理、その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめご入居者の承諾を得て、本物件内に立ち入りをさせていただきます。この場合ご入居者は正当な理由がある場合を除き、事業者の立ち入りを拒否することはできません。

・本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、事業者及び下見をする者は、あらかじめご入居者の承諾を得て、本物件内に立ち入らせていただきます。

## ②ご入居者の承諾を得ない立ち入り

・事業者は、火災による延焼を防止する必要がある場合、災害その他により乙又は第三者の生命又は財産に重大な損害が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめご入居者の承諾を得ることなく、本物件に立ち入らせていただきます。

この場合において、事業者はご入居者の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨をご入居者に通知するようにします。

## 17. 居室の変更（賃貸借契約 第23条 特約事項）

・事業者はご入居者の要介護度の重度化、心身状態・病状の変化等により、居室の変更をさせていただく場合があります。

この場合において事業者はご入居者と連帯保証人に事前に説明し同意を得た上で、現契約をいったん解約し、新たな部屋番号で再度入居契約を締結させていただきます。

## 18. 協議（賃貸借契約 第22条）

・事業者及びご入居者は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法、借地借家法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

## 19. 入居契約の締結について

### ①入居契約書に署名・捺印が必要な方

- ・ご入居者、またはご入居者の代理人
- ・残置物引取人
- ・連帯保証人 1人
- ・緊急時連絡先

### ②連帯保証人について

・原則的にご入居者は連帯保証人を定めていただく必要があります。ただ事情により連帯保証人を立てることのできない場合は、現在の収入状況などに応じて入居可否についてはクリニックにて総合的に判断させていただきます。

## 入居契約に記載のないご入居者の留意事項

## 1. 時間に関すること

- ・ 門限
  - ・ 日中 8:00 ~17:00 (3階にてインターフォンで開錠いたします。)
  - ・ 夜間 17:00~翌 8:00 (1階、3階にてインターフォンで開錠します。)

※1階玄関は午後5~翌朝8時00分まで施錠させていただきます。

- ・ お食事
  - 朝食：(配膳) 午前 8:00
  - 昼食：(配膳) 午前 12:00
  - 夕食：(配膳) 午後 6:00

※配膳後一時間で下膳させていただきます。

- ・ ご入浴
  - 午前9時~午後5時まで(入浴終了)。清掃時間はお使いいただけません。
  - ※介護が必要な方がご使用になる際は予め時間を設定している場合があります。
- ・ ご面会
  - 午前9時~午後8時までとさせていただきます。
  - ご面会の方は来客時に記帳させていただきます。

## 2. 共用部分の仕様に関すること

・ コインランドリーのご使用	午前8時~午後8時までとさせていただきます。
・ 食堂兼リビングのご使用	ご自由にお使いいただけます。ただし、御食事の時間帯は他の入居者様にご迷惑がかからないようにお願いします。
・ 駐車場のご利用	ご入居者様が使用するための駐車場はご用意がありません。ただし来客者様は施設の駐車場をご利用いただけます。

## 3. 居室の使用に関すること

・ 貴重品	高価な貴重品の持ち込みはご注意ください。
・ 発火性の有する物品のお持込	マッチ、ライター等火気類のお持込は禁止させていただきます。お仏壇のお持込の方は、ローソクやお線香がお使いいただけませんのでご注意ください。電気ストーブ、アイロン、オーブントースターなどの出火の危険性のある物品も禁止させていただきます。
・ 喫煙	居室内又施設内、敷地内においても全面禁煙とさせていただきます
・ 飲酒	お部屋のみとし、その他の場所での飲酒は禁止させていただきます。また節度のある適量の飲酒とさせていただきます。
・ お食事	お部屋でのお食事はご自由です。

	お部屋への配膳（下膳）は依頼した場合は有料となります。
・外泊、外出	ご自由です。行先や帰宅時間は事前にお知らせ下さい。
・外食・出前	ご自由です。お食事のキャンセルは、前日の午後 3 時までにお申し出ください。
・郵便物・新聞など	郵便物や新聞などの郵便ポストは当施設にて管理いたしますので、宛名の確認後入居者様へお渡しいたします。荷物などのお届け予定がある場合は前日までにお申し出下さい。
・洗濯物等の日干し	バルコニーなど
・犬猫などのペットの飼育	禁止させていただきます。
・植物の栽培等	事前にご相談いただきます。
・その他必需品	その他必需品は、いつでもご相談ください。協力業者をご紹介します。

#### 4. 介護保険のサービス利用について

---

他事業所の利用	クリニック以外の提供する各種介護保険事業所の提供するサービスの利用につきましてはご入居者の意向を踏まえ自由に選択できます。
介護保険の相談	クリニックにご相談いただきましたら連携しているケアマネジャーや介護事業所のご紹介など必要に応じてさせていただきます。
介護認定の申請	住所地の区役所保健福祉課介護保険担当への申請についても相談いただければ申請方法や申請代行していただけるケアマネジャーのご紹介もさせていただきます。

#### 5. 住所地特例について

---

「サービス付き高齢者向け住宅シルバーケアひがしだ」は住所地特例の対象施設です。北九州市に住民票がある方は、北九州市の被保険者となるのが原則ですが、北九州市外から北九州市内の住所地特例対象施設に直接入所（住民票を異動）される被保険者については特例として、入所者を引き続き入所前の市町村の被保険者とします。

対象者	住民票を北九州市に移されて対象施設への入居される方
手続き	転入前の住民票がある市町村の介護保険課へまずは相談下さい。
介護保険料の納付	転入前の市町村に引き続き納付いただきます。
対象施設	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）</li><li>2. 介護老人保健施設</li><li>3. 介護療養型医療施設</li><li>4. 有料老人ホーム</li><li>5. 養護老人ホーム</li><li>6. 軽費老人ホーム</li><li>7. サービス付き高齢者向け住宅</li></ol>

